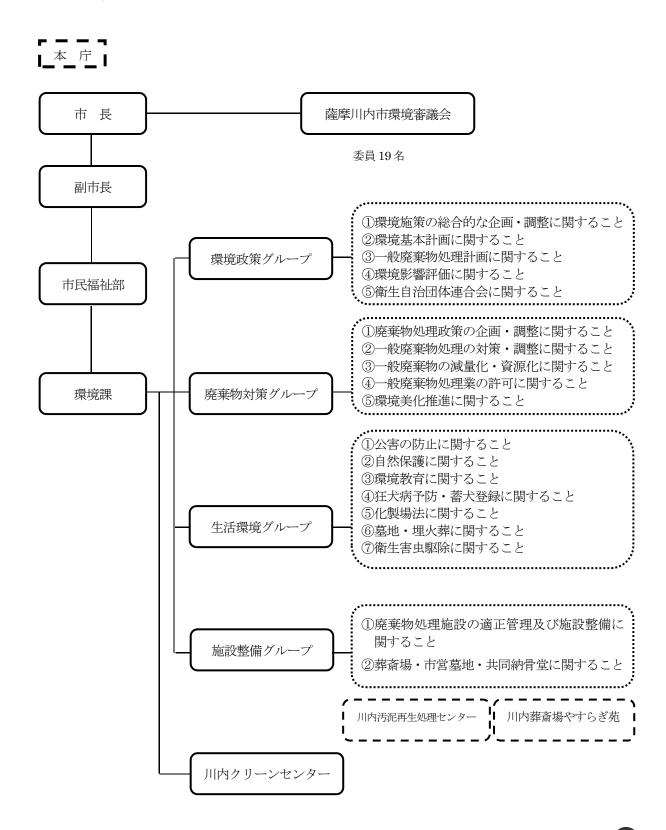
第2章 環境行政の概要

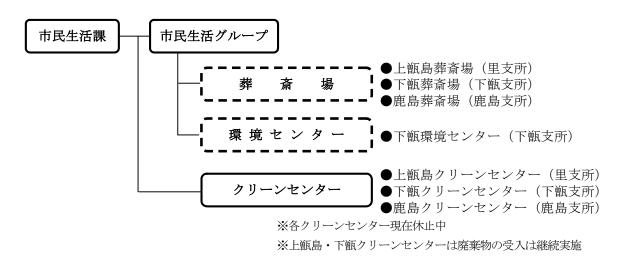
第1節 環境行政機構

1 行政組織

図表2-1 環境行政組織(平成26年1月1日現在)



支所



2 環境審議会

薩摩川内市環境基本条例第 12 条の規定により、環境保全に関する基本的事項を調査審議するため薩摩 川内市環境審議会を設置しました。

審議会は、25 名以内の委員で組織することになっており、現在、学識経験者 10 名、公共的団体代表者 9 名、計 19 名で組織されています。

図表 2-2 薩摩川内市環境審議会委員(平成26年1月16日現在)

任期: 平成25年1月1日~平成26年12月31日

選出区分	選出団体	役 職	氏 名	備考
	鹿児島大学大学院理工学研究科 (理学系)	教授	冨 安 卓 滋	
	鹿児島大学大学院理工学研究科 (工学系)	准教授	上田岳彦	
	鹿児島純心女子大学	健康栄養学科学科長・教授	坂 井 恵 子	
学識経験者	川内職業能力開発短期大学校	校長	鎌 田 修	
(10名)	川内川河川事務所	所長	足立辰夫	
	川内市医師会	副会長	山本賢之	
	鹿児島県環境放射線監視センター	所長	東小薗 卓 志	
	鹿児島県北薩地域振興局	衛生・環境課長	中原賢一	
	ベッコウトンボを保護する会	世話人	山元正孝	
	環境美化推進員		四元純子	
	薩摩川内市衛生自治団体連合会	会長	德 田 勝 章	
	薩摩川內市女性団体連絡協議会	理事	湯田和惠	
	薩摩川内市商工会	監事	岩 下 王 武	
公共的団体	北さつま農業協同組合	女性組織協議会支部長	宮 元 泰 子	
公共的回体 (9 名)	北薩森林組合	代表理事組合長	奥 秀高	
(9 石)	川内市漁業協同組合	副組合長	榎 並 貞 信	
	甑島漁業協同組合	理事	中 野 藤 昭	
	川内市内水面漁業協同組合	代表理事組合長	下 川 清 博	
	薩摩川内市校長会	山田小学校長	鶴 重 裕 子	

■ 第2節 環境保全に関する施策

1 環境保全に関する条例

(1) 薩摩川内市環境基本条例

本市の環境の保全について基本理念を定め、市民、事業者、市の責務を明確にするとともに、環境の保全に関する施策の基本的事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的に制定しました。(H16.10.12 条例第 171 号)

(2) 薩摩川内市環境保全条例

環境基本条例の基本理念に基づき、環境への負荷の低減を図るための規制及び効果的な地球環境保全の対策を定めることにより、現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的に制定しました。(H24.9.13 条例第38号)

(3) 薩摩川内市廃棄物の適正処理、減量化、資源化等に関する条例

廃棄物の適正処理、減量化、資源化及び市の区域内の清潔の保持を維持するために、市民、事業者、市の責務を明確にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図り、廃棄物の発生を抑制し、かつ、資源を有効に利用する社会の実現を図り、市民の健康で快適な生活を確保することを目的に制定しました。(H16.10.12 条例第 163 号)

(4) 薩摩川内市環境美化推進条例

市民、事業者、市が一体となって、空き缶等のごみの散乱の防止等に努めることにより、環境の 美化を積極的に推進し、市の美しい自然及び良好な生活環境を確保することを目的に制定しました。 (H16.10.12 条例第 175 号)

2 薩摩川内市環境基本計画

大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済活動や生活様式の変化は、廃棄物問題、自動車公 害や生活排水問題などの都市・生活型の環境問題を顕在化させることとなりました。

また、近年は地球温暖化やオゾン層の破壊などの問題も生じており、環境問題は身近な生活環境の問題から地球規模の環境問題までと幅広く複雑なものになってきています。

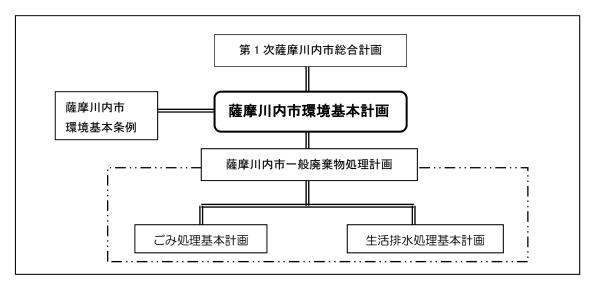
本計画は、薩摩川内市環境基本条例第8条の規定に基づき、環境保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、 平成19年9月に計画決定しました。

※平成26年度をもって計画期間が終了することから、平成25年度から2ヵ年で次期10ヵ年の計画を 策定する作業を進めています。

17 18 19 20 21 22 24 23 25 26 度 基本構想 10年間 第1次薩摩川内市 総合計画 基本計画 上期5年 下期5年 薩摩川内市環境基本計画 8年間

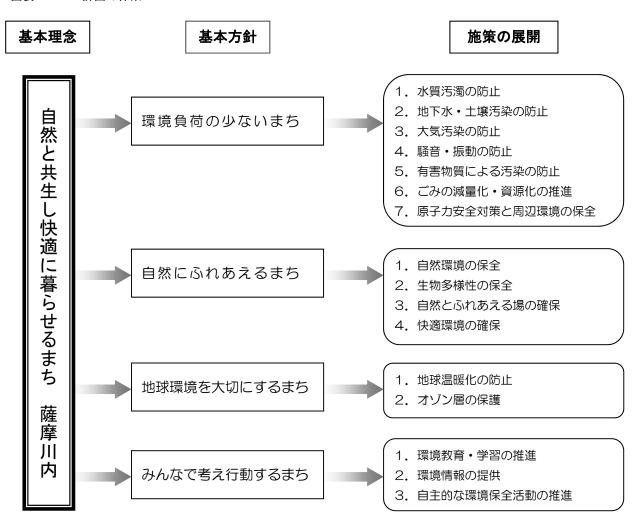
図表 2-3 計画期間

図表 2-4 計画の位置付け



※ 本計画は、「第1次薩摩川内市総合計画」を上位計画と位置付け、環境保全の施策を総合的かつ計画的に推進する

図表 2-5 計画の体系



3 薩摩川内市役所環境保全率先行動計画

市自らが環境負荷の低減に向けた取組を率先して進めるため、平成 20 年に「薩摩川内市役所環境保全率先行動計画」を策定し、市の全ての部局・機関で省エネルギーの推進やリサイクルの徹底など、温室効果ガスの排出抑制と環境負荷低減のための行動を実施しています。

現在は、平成23年度から平成26年度までの第2次計画の実施期間です。

なお、平成24年度の取組状況は、図表2-6~図表2-8のとおりです。

図表 2-6 数値目標設定項目の取組状況

項目	平成 26 年度における目標値	平成 24 年度実績	
温室効果ガス総排出量(kg-C02)	平成 21 年度比 6%削減	5.0%増加	
電気使用量(kWh)	平成 21 年度比 6%削減	0.99%增加	
低公害車の導入	導入率 90%以上	78.6%	
公用車の燃料種別ごとの燃費	平成 21 年度比 6%向上	ガソリン 2.26%向上	
公用手の燃料性別ことの燃食	十)及21 牛皮比 6 /6 同土	軽 油 1.40%低下	
ごみ分別の徹底	分別を 100%徹底	93.4%	
コピー用紙使用量	平成 21 年度比 6%削減	0.96%増加	

図表 2-7 温室効果ガス排出量の状況

 $(kg-CO_2)$

項目	平成 21 年度 (基準年度)	平成 24 年度	基準年に対する比率
二酸化炭素	25,514,625	26,796,721	5.0%
メタン	381,886	382,882	0.3%
一酸化二窒素	655,171	686,454	4.8%
ハイト゛ロフルオロカーホ゛ン	4,784	5,252	9.8%
温室効果ガス総量	26,556,466	27,871,309	5.0%

図表 2-8 市環境物品等調達方針に基づく調達状況

分 野	調達推進品目数	環境物品調達割合
用紙類	6	63.5%
文具類	57	83.6%
オフィス家具等	10	62.1%
OA機器	15	76.5%
家電製品	5	100%
エアコンディショナー等	3	100%
照明	5	84.1%
自動車	1	78.6%
印刷	1	47.3%

4 環境影響評価制度

(1) 環境影響評価法

環境影響評価(環境アセスメント)は、規模が大きく環境影響の程度が著しいものとなるおそれのある事業について、その実施前に、事業者自らがその事業に係る環境への影響を調査・予測・評価することを通じ、環境保全対策を講じるなど、その事業を環境保全上より望ましいものとしていく仕組みです。

環境影響評価法は、規模が大きく、かつ、国が一定の関与を行っている事業についての環境影響評価の手続等を定めるものであり、平成9年6月に制定され、平成11年6月から全面施行されています。

<参考>

同法の完全施行から 10 年以上が経過し、同法の施行を通じて浮かび上がった課題や生物多様性の保全、地球温暖化対策の推進、地方分権の推進、行政手続のオンライン化等の社会情勢の変化に対応するため、平成 23 年 4 月に同法は一部改正されました。(平成 24 年 4 月から段階的に改正法の一部施行)

図表 2-9 環境影響評価法対象事業

		第一種事業	第二種事業
1	道路		
	高速自動車国道	すべて	_
	首都高速道路等	すべて(4 車線以上)	_
	一般国道(4 車線以上)	10km 以上	7.5km 以上 10km 未満
	大規模林道(幅員 6.5m以上)	20km 以上	15km 以上 20km 未満
2	河川		
	ダム (湛水面積)	100ha 以上	75ha 以上 100ha 未満
	堰 (湛水面積)	100ha 以上	75ha 以上 100ha 未満
	湖沼水位調節施設(改変面積)	100ha 以上	75ha 以上 100ha 未満
	放水路 (改変面積)	100ha 以上	75ha 以上 100ha 未満
3	鉄道		
	新幹線鉄道(規格新線含む)	すべて	_
	普通鉄道(地下化、高架化含む)	10km 以上	7.5km 以上 10km 未満
	軌道(普通鉄道相当)	10km 以上	7.5km 以上 10km 未満
4	飛行場 (滑走路長)	2,500m以上	1,875m 以上 2,500m 未満
5	発電所		
	風力発電所(※1)(出力)	1万kW以上	0.75 万 kW 以上 1 万 kW 未満
	水力発電所 (出力)	3万kW以上	2.25 万 kW 以上 3 万 kW 未満
	火力発電所(地熱以外) (出力)	15万 kW 以上	11.25 万 kW 以上 15 万 kW 未満
	火力発電所(地熱)(出力)	1万kW以上	0.75 万 kW 以上 1 万 kW 未満
	原子力発電所 原子力発電所	すべて	_
6	廃棄物最終処分場	30ha 以上	25ha 以上 30ha 未満
7	公有水面の埋立及び干拓	50ha 超	40ha 以上 50ha 以下
8	土地区画整理事業	100ha 以上	75ha 以上 100ha 未満
9	新住宅市街地開発事業	100ha 以上	75ha 以上 100ha 未満
10	工業団地造成事業	100ha 以上	75ha 以上 100ha 未満
11	新都市基盤整備事業	100ha 以上	75ha 以上 100ha 未満
12	流通業務団地造成事業	100ha 以上	75ha 以上 100ha 未満
13	宅地の造成の事業(「宅地」には、任	主宅地、工場用地なども含まれ	<u></u> いる)
	都市再生機構	100ha 以上	75ha 以上 100ha 未満
	中小企業基盤整備機構	100ha 以上	75ha 以上 100ha 未満
0	港湾計画(※港湾アセスの対象)	埋立・掘込み面積 300ha 以	Ŀ

^{※1} 平成24年10月1日より対象事業に追加

(2) 鹿児島県環境影響評価条例

鹿児島県では、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある開発事業について、従来、「鹿児島県環境 影響評価要綱」を制定していましたが、平成12年3月「鹿児島県環境影響評価条例」を制定(平成 12年10月1日施行)し、県民の健康で文化的な生活の確保に尽力しています。

図表 2-10 鹿児島県環境影響評価条例対象事業

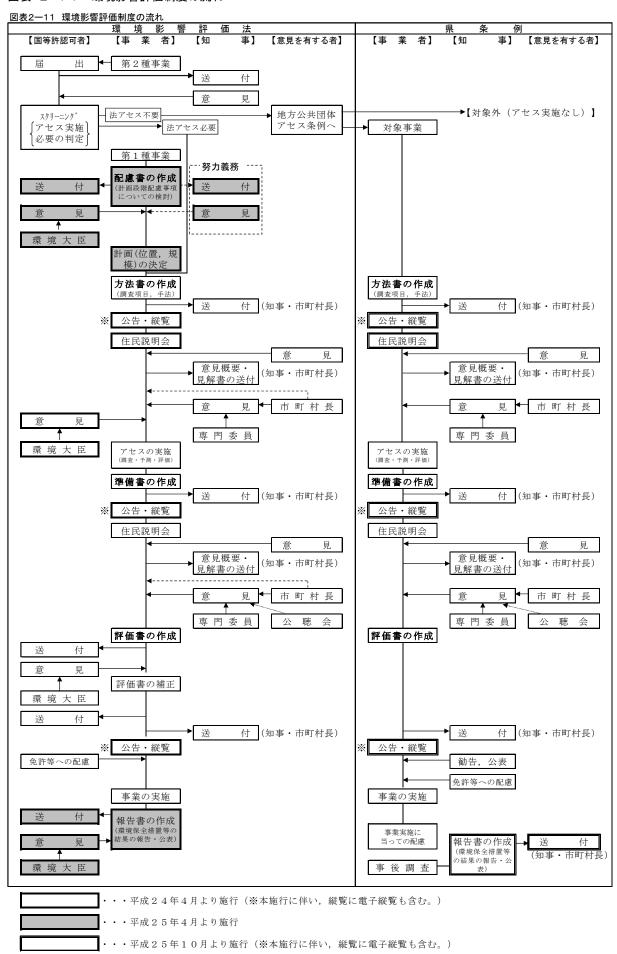
	種類	一般地域規模	特定地域規模	備考
法に掲げる	一般国道、県道 市町村道、農		4 車線 4km 以上	法及び要綱に、県道、市町村道、 農道、林道を追加
	路林道	幅員 6.5m 10km 以上	幅員 6.5m 7km 以上	
	ダム、堰、湖沼水の節施設、放水路	位調 40ha 以上	30ha 以上	ダ、ム:総貯水容量時の面積 堰:非洪水時最高水位面積 湖沼水位調節:露出水底の最大水平投影面 積
る 事 業	普通鉄道及び新設軌	道 5km 以上	3km 以上	新幹線、スーパー特急は全て法 新設軌道:道路以外に敷設される軌道(地下鉄等)
のう	飛行場	1,250m以上 (かつ延長が 250m以上)	900m 以上 (かつ延長が 180m以上)	自衛隊飛行場、離島飛行場も対 象
ち 条	水力発電所	1.5 万 kw 以上	1.1万 kw 以上	原子力発電所は全て法
例	火力発電所	7万 kw 以上	5.5 万 kw 以上	
対 象	地熱発電所	0.5 万 kw 以上	0.35 万 kw 以上	
とする事業	廃棄物最終処分場	10ha 以上	8ha 以上	一般廃棄物最終処分場、産業廃 棄物最終処分場が対象
事業	公有水面の埋立及 干拓	20ha 以上	16ha 以上	
	土地区画整理事業	40ha 以上	30ha 以上	
	新住宅市街地開発事	業 40ha 以上	30ha 以上	新住宅市街地開発法に基づく事 業(千里ニュータウン等)
	流通業務団地造成事	業 40ha 以上	30ha 以上	
	港湾計画	120ha 以上	90ha 以上	
	住宅用地の造成	40ha 以上	30ha 以上	
	工業団地の造成	40ha 以上	30ha 以上	
県要綱から引き継ぐ事	農用地の造成又は改	in	造成 30ha 以上 改良 150ha 以上	要綱では、奄美地域に限定して いたが、条例では県全域に拡大
	ゴルフ場の新設	18 ホール以上・平均距離 100m 以上 9 ホール以上 18 ホール未満・ 平均距離 150m 以上	・すべて	
	ゴルフ場の変更	増設 9 ホール以上	増設 6 ホール以上	
	※養豚場の建設	豚房 7,500 ㎡以上	豚房 5,500 ㎡以上	
業	その他の土地改変	5 40ha 以上	30ha 以上	
	工場等の建設	総排出ガス量 20万 Nm³/時以上 又は総排出水量 5,000m³/日以上	総排出ガス量 15万 Nm³/時以上 又は総排出水量 3,750m³/日以上	

^{※「}養豚場の建設」の規模は平成15年9月1日より改正

[※]環境影響評価法改正に伴い、鹿児島県環境影響評価条例についても、方法書の要約所の作成及び方法書説明会や電子縦覧の義務化等について、平成25年3月に改正されました。(平成25年10月1日施行)

[※]特定地域とは、国立公園特別地域など自然環境の保全上、特に配慮が必要な地域をいいます。

図表 2-11 環境影響評価制度の流れ



5 環境保全のための協定

環境保全協定又は公害防止協定は、企業と地方公共団体あるいは住民団体とが、公害防止をはじめとした周辺環境の保全を目的として相互合意により締結するものであり、公害規制等の法令を補完し、地域社会の地理的・社会的状況に応じたきめ細かい環境保全対策を適切に行うことができるほか、企業にとっても立地に際し協定を締結し地域住民の理解を得ることが、円滑な企業活動を進める上で有効な手段となっています。

図表 2-12 環境保全のための協定

締結日	協定の種類	事 業 場 名	所 在 地	主要製品名	備考
S46.10.12	公害防止協定	鹿児島くみあい チキンフーズ	勝目町 3888	ブロイラー	S51. 7. 2 全部改定 H 2. 3.15 全部改定
S46.12.27	11	九州電力㈱川内発電所	港町 6110-1	電力	S56.7.22 全部改定 H16.10.6 一部改定 (九電、県、市との との3者協定)
S48. 7.16	II	京 セ ラ ㈱ 鹿児島川内工場	高城町 1810	電気機械器具	H2. 7.24 全部改定
S50. 6. 3	II	中越パルプ工業㈱ 川 内 エ 場	宮内町 1-26	紙・パルプ	H13. 9.20 全部改定 H14.11.20 一部改定
S52. 7.26	11	㈱ヤマカ	大小路町 3501	水産食料品製造	H13. 9.20 全部改定
S57. 6.12	安全協定	九 州 電 力 ㈱ 川内原子力発電所	久見崎町 1455-5	電力	H 2.10.16 一部改正 H10.3.30 一部改正 H11.3.30 一部改正 H13.7.25 一部改正 H14.11.29 一部改正 (九電、県、市との 3者協定)
Η 元.7.1	公害防止協定	農事組合法人旭養豚生産組合	さつま町大字 船木字小松原 5249-133、134		(旭養豚、旧宮之城町、 市との3者協定)
H 3. 4.12	環境保全協定	現在: PGP アセットホールティングス 1旬 以前: 城山観光㈱	入来町浦之名 4890-11		入来城山ゴルフ倶楽部 H19.3.1 現在の 所有者に権利移転
H 4. 1.13	II.	九 州 電 力 ㈱ 甑島第一発電所	上 甑 町 中 甑 217	電力	
H11. 7. 8	JJ	中越パルプ工業㈱ 産業廃棄物最終処分場	青山町 字堀切地内	脱水汚泥焼却灰	
H15. 3. 5	"	川內酒造協同組合 焼酎粕飼料化工場	陽成町 1496-15	飼料原料	
H 5. 4.16	11	川内クリーンセンター	小倉町 5104	一般廃棄物処理	H24.4.25 一部改正 市と地元住民との 公害防止協定
H21. 9.28	環境保全協定	汚 泥 再 生 処理センター	五代町 7632	汚泥処理	市と地元住民との 環境保全協定
H23. 4.14	11	※産業廃棄物管理型 最終処分場	川永野地区		H24.1.17 一部改正 県環境整備公社、県、 市との環境保全協定

※産業廃棄物管理型最終処分場については、別途、県環境整備公社、県、地元住民との環境保全協定あり(市は立会人)